

条例改正

67 松前町営住宅管理条例

条例

法律名の改称、適用対象の拡大があったため町営住宅の入居資格を改正

(改正点は赤字)

◎法律名(改正後)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

◎適用対象(改正後)

現行に③④を加える。

③ 生活の本拠を共にする交際相手

④ 生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた後に関係を解消し引続き暴力を受けた元交際相手

68 松前町下水道条例

消費税法の一部改正に伴い使用料の基本料金、超過料金を**税抜き料金**として今後の消費税改正に対応できるように

うにするための改正。
また、使用料の端数処理を10円未満切捨てから1円未満切捨てにする。

69 松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例

条例

◎延滞金の利率の見直し

①納期限後1か月

現行 7・25%

← 改正後 3・0%

②右記以外

現行 14・5%

← 改正後 9・25%

70 松前町水道事業給水条例

条例

◎消費税法の一部が改正されることに伴い水道の使用料の基本料金(超過料金)、メーター

の使用料、加入金について現在は税込み料金となつていますが**税抜き料金**とし、今後の税率変更に対応できるようにする。

◎水道の基本料金(家庭用)
例 10㎡まで
現行 630円
← 改正後 600円 + 消費税



◎水道の基本料金(家庭用)

例 10㎡まで

現行 630円

← 改正後 600円 + 消費税

その他の事項

76 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

◎伊予市が交通災害共済に係る事務を脱退することに伴いその事務に係る伊予市の財産については平成26年4月1日において県の事務組合に帰属させる。

◎伊予市が交通災害共済に係る事務を脱退することに伴いその事務に係る伊予市の財産については平成26年4月1日において県の事務組合に帰属させる。

① 内山衛生事務組合の解散に伴い平成26年3月31日をもって同組合を県の事務組合から脱退させるもの。

② 県の事務組合が共同処理する事務のうち交通災害共済について伊予市を脱退させるもの。

◎愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体に伴う財産処分について

◎伊予市が交通災害共済に係る事務を脱退することに伴いその事務に係る伊予市の財産については平成26年4月1日において県の事務組合に帰属させる。

78 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

◎内山衛生事務組合が県の事務組合を脱退することに伴い内山衛生事務組合の財産については平成26年4月1日において県の事務組合に帰属させるもの。ただし、退職手当負担金は除く。

◎内山衛生事務組合が県の事務組合を脱退することに伴い内山衛生事務組合の財産については平成26年4月1日において県の事務組合に帰属させるもの。ただし、退職手当負担金は除く。

79 北伊予中学校耐震補強工事請負契約の締結

議会議決の日
平成26年9月30日
請負金額
1億8009万円
・工事請負業者
松山市畑寺町123番地1
株式会社 成武建設
代表取締役
石橋 忠典

四国地区町村議会議員研修に参加

- ・11月5日
- ・松前町総合文化センター
- ・13時30分より3時間研修を受ける。

【前半】

講師・伊藤敦夫氏
国政の動きを政治評論家の独自の分析と発想でレクチャーを受ける。

【後半】

講師・西本真寿美氏
ラジオ体操を元に、手足を動かしながら「働き盛りの健康法」を学ぶ。

